

会議録（要点筆記）

会議名	菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会 平成29年度第5回定例会議
開催日時	平成29年11月28日（火） 午前9時59分～午前11時24分
開催場所	菊池市泗水公民館 大研修室（1F）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会長挨拶 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 環境保全協定（案）について 2) （仮称）新環境工場環境保全協議会について 3) その他、意見交換 4 事務連絡 5 閉 会
会員出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地区住民代表 計15名 ・ 構成市町（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）環境担当課長、 組合事務局長 計5名
欠席者	3名
事務局	建設推進課職員 7名
傍聴者数	0名
会議資料	会議資料（A4サイズ：7枚）

- 1 開 会 （司会進行：建設推進課長）
- 2 会長挨拶
- 3 議 事 （会長が議長となり議事を進行）

1) 環境保全協定（案）について

【会員】

施設への立ち入りについては、一般の見学者の立ち入りとは違うということだが、どのような場合に我々地域代表の立ち入りが想定されるか。

【事務局：建設推進課員】

現在想定されるのは工事期間中になる。工事の進捗状況や住民側の要望を伝える場があり、供用開始後は運転状況などの報告を行う。

【会員】

協定書の区民への説明用として資料をご提供いただき有り難く思っている。この資料を基に区民へ説明することがこの協議会で決めたルールとして認識してよいか。

【会長】

区民が納得した上で押印する必要があると考えている。

【会長】

前回の定例会で区長名ではなく地区代表として押印するということが決定したと認識しているが、その認識でよいか。

【会員】

区長を交代した場合でも、私が代表になってもいいし、新しい区長が代表でもいいし、区が決めた代表がこの場に出席して署名をするということに理解していた。

【会長】

会長としての要望だが、この協定書については、新しく設置される環境保全協議会に皆さんが留任されて締結できればと思う。

【会員】

区の事情によっては新しい区長がサインする区もあるかもしれないので、それは自由に区の代表としてサインしてもらえたらいい。

【事務局：建設推進課員】

事務局としては、区を代表していただければどなたでも構わない。ただ新しい区の代表にサインをしていただくにあたり協定の内容を理解して区の総意であることに責任を持っていただく必要がある。

【会員】

今ここにいるメンバーがサインすることを前提に代表と言う言葉に入れ替えましようということではなかったのか。また、各区の総会が4月いっぱいまでかかるという話しだったから協定の締結日を5月1日にしたのではないか。

【会員】

署名する際に少し融通が利くように代表という名称にしておけば新しい区長でも私達でも区の中の状況に応じて署名が出来るからと思っていた。署名は区として協定書の内容を了承したということで署名するわけなのでどちらでも良いかと思うが。

【会員】

一つに絞らなくても極力このメンバーでサインするということで申し合わせておき、後はそれぞれの区の事情に沿って決めてはどうか。

【会長】

基本的にはこのメンバーでサインをするということで申し合わせをしておきたいと思うがいかがか。

～ 全会一致 ～

【会員】

24通自筆することについてはそう時間がかかることでもないので書いてもいいと言っていたが、署名捺印をすることに係わる意味合いはその当時の代表としての責任を負って署名捺印することだろうと思うので出来るだけ立場は鮮明にしたほうがよいと思う。誰が署名するにしろ、その代表者が責任を負うことになるので、責任の中身については代表者が区民に説明をする。あるいは管理者や事業者に対して申し入れ等することになると思う。その責任の範囲は間違っていないか。

【事務局長】

この協定自体が住民の皆さんの権利義務に影響するような話しではなくそこまで厳密にやる必要はないと思う。権利義務というよりも皆で合意して、こういう約束事やっていこうということなのでそこまで考えなくてもよいと思う。

【会長】

来年の総会の席でこの協定書の内容を説明し、代表を選んでいただき、その代表にはこれまで協定内容を協議してきた皆さんになっていただくのが一番いいのではないかと思うがいかがか。

～ 異議なし ～

【会員】

協定書の配布時期を教えてください。

【事務局：建設推進課員】

印鑑を押した協定書のコピーということかと思うが必要であれば5月1日以降にお配りする。

【事務局：建設推進課員】

各区の総会等で説明される際の資料として今回の協定書の概要を解りやすく噛み砕いた追加資料を作成するので配っていただくとよいかと思う。その後5月1日で印鑑が押された協定書のコピーを住民に配ることをされるのか。協定書自体は区で1部保管されるとよいかと思う。

【会員】

区民への説明資料を作成されるということなのでその資料の中に排出ガスがどのような流れで発生して、どんな毒性があるのかなどをその説明資料に添えていただけたらと思う。併せてごみを出す住民側の努力義務など注意すべきことが多分にあると思うのでそういう内容も添えていただきたい。

【会員】

災害時のことだが、相互支援という観点から他自治体との相互支援とは別に工場と住民との間で相互支援という体制がとれるのかお尋ねしたい。

【事務局：建設推進課員】

第5条の相互支援は組合と団体や自治体との取り交わしである。第4条で処理するごみは基本的に2市2町の一般ごみだけであり何かあった時に例外的に処理してもよいかということで4条と5条の関係性になっている。住民の方に対してのことを規定しているわけではない。予め災害時の会議室の使い方を組合で決めておくことは難しい。菊池市だけ、合志市だけで作る施設であればそれぞれ指定避難所にすることも可能だが、これには大津町や菊陽町の住民の税金も入っている。

【事務局：建設推進課員】

既に入札の手続きが進んでおり、事業者の提案で余裕がある時には避難者を受入れるということが殆どだと思う。現実的には周辺の避難者を受け入れるという流れは自然と出てくるのではないかと考えている。

【事務局長】

災害時の避難所は各市町で予め指定されていると思う。焼却施設にも会議室があるが担当が申し上げたとおり避難所として予め指定することは難しい。備蓄品もあり避難者を受け入れることは可能だと思うが、その際は、市と組合で協議することになると

思う。実際受入れをする際には費用負担の問題が出てくると思うので別途協議して市に費用を負担していただくこともあるかと思うが2市2町の公平性を考えるとそういう形になるかと思う。いつでも来ていただけるという形ではなく受入れは可能というスタンスで住民には説明してほしい。

【会員】

市と協議するというのでは遅いと思う。最初から協議しておいてほしい。税金の問題等もあるかと思うが、有事の時は受け入れ態勢を整えて欲しい。

【事務局長】

物理的に収容人数の制限もあるので一般的に住民に言われるのであれば利用していただけてという程度で言ってもらいたい。熊本市の西部環境工場も西区役所が避難場所になっており、そこでも収容できずに焼却施設を使ったという経緯がある。被害の程度にもよるがそういう形になると思う。

【会員】

昨年の地震では益城から避難してきている人達が多数いた。2市2町の問題だけではないような気がする。もしもの場合のことも考えておいたほうが良い。

【会員】

事務局から提案があった締結の方法について協議していただきたい。首長は24枚は自署しないと思う。

【会員】

自署での署名捺印でなければ公式文書として認められるかが一番のポイントだと思う。印鑑だけ押すのが我々としても簡単でよいが、行政側はそれで困らないのか。

【会員】

提案だが首長がされる方法に合わせていただくということでよいか。

【事務局長】

権利義務が関係するようなものではなく、皆さんが全員で合意したことを書面にしたものなのでそこまでは必要ないと考えればパソコンでもいいし、1部だけ書いてコピーでもいいと事務局としては考えている。

【事務局：建設推進課員】

予めパソコンで印字するというだけでよいか。

～ 全会一致 ～

2) (仮称) 新環境工場環境保全協議会について

【会員】

この協議会の事務局を環境保全組合に置くとして書いてあるが矛盾していないか。

【事務局：建設推進課員】

実質的な運営は組合のほうで進めていくことになると思う。

【会員】

来年の4月1日から施行ということだが補助金等の収入はどれくらいを想定されているか。

【建設推進課長】

現在30年度予算の積み上げを行っているところである。

3) その他、意見交換

【会員】

住民への説明資料は1月の初会に間に合うのか。

【事務局：建設推進課員】

資料を作成してお渡しするのは年内から年明け早々にと考えている。今後は各区と個別にやり取りし、必要な書類等を整えていくことになる。

【事務局：建設推進課員】

各区の総会日を把握する必要があるので会議終了後にチェックさせていただきたい。

【事務局：建設推進課員】

第6回の定例会をやるかどうかは未定だが、やるとしても恐らく年明けになると思う。ただその時には既に区長が交代されているところもあるかもしれないが、その場合今のメンバーであるのか。

【会員】

今のメンバーに限ったものにせず含みを持たせておいたほうが良いのではないか。

【会長】

強制はできないが、このメンバーで練った協定書案なのでその点はお含みいただけると幸いである。

4 事務連絡

5 閉会